

## 学校給食表彰要項

平成	5年7月	1日	文部大臣裁定
平成	9年6月	2日	一部改正
平成	13年1月	6日	一部改正
平成	13年4月	11日	一部改正
平成	14年4月	15日	一部改正
平成	17年5月	19日	一部改正
平成	19年5月	30日	一部改正
平成	21年6月	29日	一部改正
平成	28年6月	14日	一部改正

### 1 趣 旨

この表彰は、学校給食の実施に関し、優秀な成果をあげた学校及び共同調理場を「学校給食優良学校等」、並びに特に功績のあった学校給食関係者及び学校給食関係団体を「学校給食功労者」として、文部科学大臣が表彰をすることにより、学校給食の普及及び充実に努めることを目的とする。

### 2 表彰対象

- (1) 学校給食を実施している国公立の小学校、中学校、義務教育学校、夜間課程を置く高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び共同調理場（以下「学校等」という。）
- (2) (1)に勤務する校長、場長、副校長、教頭、教諭、栄養教諭、学校栄養職員、調理員等の教職員、(3)に掲げる学校給食関係団体の代表者及びそれに準ずる者、並びにその他学校給食の実施に関し、特に功績があったと認められる個人（以下「学校給食関係者」という。）
- (3) 学校給食会、学校給食研究団体、学校栄養士会その他学校給食に関し自主的に組織的な活動を行っている団体（以下「学校給食関係団体」という。）

### 3 表彰推薦

表彰の対象となる上記2(1)～(3)の推薦については、別に定める学校給食表彰推薦要領により、都道府県教育委員会等が行う。

### 4 表彰決定

表彰する上記2(1)～(3)の決定については、都道府県教育委員会等の推薦に基づき、文部科学大臣が行う。

### 5 表彰方法

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

### 6 その他

表彰の対象となる上記2(1)～(3)の推薦及び記念事業による表彰、その他必要な事項は初等中等教育局長が別途定める。

附則

施行期日

- 1 この要項は、平成21年6月29日から実施し、平成21年度の表彰から適用する。

附則

施行期日

- 1 この要項は、平成28年6月14日から実施し、平成28年度の表彰から適用する。